

平成29年度宇多津町カーボン・マネジメント強化事業支援業務  
～第1号事業～

公募型プロポーザル 仕様書

平成29年7月

宇 多 津 町

## 1. 業務名

平成年 29 度宇多津町カーボン・マネジメント強化事業支援業務（第 1 号事業）

## 2. 業務の目的

本業務は、環境省が実施する平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）（以下「本事業」という。）の採択を受けて実施するものである。

宇多津町では、本事業の目的を遂行するため、宇多津町所有の施設を対象とし、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律 117 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を政府の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に掲げる目標等と比べて遜色のないものとして策定し現行の取組み（宇多津町エコオフィス計画）に対し大幅な強化・拡充を実現し、カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化にむけた調査・検討を行う業務とする。これにより、宇多津町所有の施設からの CO2 排出量を大幅に削減し、日本の約束草案における 2030 年の排出量削減目標達成に資することを目的とする。

## 3. 業務内容

### (1) 宇多津町所有の全施設のエネルギー使用量の把握ほか

#### ア CO2 排出量の把握

全施設のエネルギー使用量から、基準年（2013 年度）との CO2 排出量の比較分析を行う。

#### イ 運用改善提案等

施設の概要や設置されている設備及びエネルギー使用状況から、施設のエネルギー消費構造や使用特性等を把握し、設備運用改善対策としての改善手法を提案し、CO2 削減効果を算定する。

### (2) 以下の調査対象施設における省エネ診断等

	施設名称	用途	延床面積 (㎡)
1	本館	事務所	2,368.43
2	保健センター	事務所	2,638.12
3	北館	事務所	1,082.02
4	ユープラザうたづ	ホール, 図書館	5,846.72
5	デュアル・スポーツセンター	体育施設	2,427.16
6	宇多津中学校	学校施設	8,049.00
7	火葬場	葬祭施設	440.69
8	産業資料館（うみほたる）	観光施設	734.09

#### ア 予備調査

現地確認や、施設担当者へのヒアリングによって省エネルギーの余地や課題について把握するとともに、主要なエネルギー消費設備の稼働状況等を確認する。

#### イ 省エネ診断・詳細調査

設備ごとの稼働状況や機器の効率などにより、省エネ診断を行い運用面での改善対策や更新の要否について検討し提案すること。

#### ウ 設備更新計画の提案

上記ア及びイの結果を取りまとめ、設備更新計画と、概算事業費を算出するとともに、設備運用改善対策としての改善手法の提案と合わせ更新における CO2 削減効果を算定する。更新計画においては、環境省の「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」の 2 号事業採択が可能な先進的な提案を行うこととし、設備更新の工程表を作成すること。

(3) ロードマップの作成

上記(1)、(2)を踏まえ基準年度(2013年度)に対し、政府の地球温暖化対策計画の目標年度である2030年度のCO2排出量を40%削減するためのロードマップを製作する。

(4) カーボン・マネジメント体制の整備支援

カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化を図り、町内のカーボン・マネジメントを推進するため、エコオフィス計画の見直しと体制づくりの検討を行う。

(5) 地方公共団体実行計画(事務事業編)の整備支援

町内のカーボン・マネジメント対象施設について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律117号)第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)の整備支援を行う。支援にあたっては、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)の目標等と比べて遜色のないものとする。

(6) 受託者は、本事業推進のための各種会議に出席し、会議出席者の意見等を聴取し、本事業に反映すること。

4. 業務期間

契約締結日から平成30年2月16日(金)

5. 成果物

(1) 3. 業務内容に記載したものをまとめた成果報告書 2部

(2) 地方公共団体実行計画(事務事業編)案 2部

(3) (1)、(2)及びその他必要なデータを格納した電子媒体(DVD-R) 1部

(4) その他町担当者が指示するもの

(5) 提出期限は平成30年2月16日(金)とする。

(6) 提出先

宇多津町住民生活課 生活係(香川県綾歌郡宇多津町1881番地)

6. 業務実施における留意点

(1) 受託者は、業務全般の管理、監督及び町との連絡・調整を行う管理責任者を置くとともに、当該事業に関し十分な知識・経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。

(2) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は、宇多津町に帰属するものとし、町が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。

(3) 成果物等の作成資料において他の個人又は団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を記載すること。

(4) 受託者は、この業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(5) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、町と速やかに協議し、その指示に従うこと。